

第11章 給油取扱所の基準(危政令第17条)

第1 給油取扱所の定義, 区分等

1 給油取扱所の定義

- (1) 固定した給油設備(航空機等への給油については、車両に設けられた給油設備を含む。)によって自動車等の燃料タンクへ直接給油するために、危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所をいうもので、その場所には建築物、工作物及び附属設備が含まれる。
 - ア 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された、容量4,000リットル以下のタンク(容量2,000リットル以下ごとに仕切ったものに限る。)に注入する作業。なお、ガソリンの容器詰め替えについては、1日の数量規制はないが、軽油の容器詰め替えにあっては、1日1,000リットル未満の規制あり。(R6危40)
 - イ 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000リットル以下のタンク(容量2,000リットル以下ごとに仕切ったものに限る。)に注入する作業。
- (2)「自動車等」の中には、航空機、船舶、気動車その他動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてが含まれる。
- (3)固定注油設備から容量4,000 リットル以下の移動貯蔵タンクへの注油行為は、危政令第27条第6項第4号ハ、ホ及びヘに規定するところにより行うものとする。
- (4)給油取扱所においては、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜き取りを行うことができる。(S62 危38)
- (5)次の行為は、1日の取扱量が指定数量未満の場合に限り認められる。
 - ア 固定給油設備を用いてガソリン又は軽油を適正な容器に詰め替えること。(S37 自丙予44)(S61 危72)

ただし、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(以下「セルフスタンド」という。)においては、顧客が行うことはできず、従業員が行う場合にあっても、監視業務が適正に実施される場合に限られることから、行わないよう指導すること。

また、ガソリンの容器への詰替え販売を行うときは、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」(R1危197)によること。この場合、顧客が公的機関の発行する写真付きの証明書を所持していないときは、2種類以上の公的機関が発行する住所及び氏名を確認することができる書類で本人確認を行う必要があるほか、顧客宅に配送販売する場合にあっても本人確認が必要であること。(R2危89)

なお、農業や林業が主たる産業の地域において、給油取扱所が数カ所しかなく、指定数量未満の量のガソリンの詰替え販売だけでは、地域のガソリンの需要をまかなうことができない場合などは、次のすべてを満たすことにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰替えを行うことができる。(R1危111)

 - (ア) 給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能すること。
 - (イ) 詰替え作業は危険物取扱者である従業員が原則として行うこと。
 - (ウ) 予防規程に基づく文書に明記すること。
 - イ 危険物を容器入りのままで販売すること。(S62 危38)
 - ウ トラック等に積載している重機、トラクター、水上オートバイ等及びキャリアカーに積載している自動車等に固定給油設備から直接給油すること。(セルフスタンドにおいては、アと同じ。)
- (6)給油取扱所において、次の行為は行うことができない。
 - ア セルフスタンドで、固定給油設備を用いて、顧客がガソリンを容器に詰め替えること。(H10 危25)また、軽油についても、ガソリンと同様に行わないよう指導すること。
 - イ ガソリンとエタノールを混合してエタノール等を含有するガソリンを製造すること。(H24 危2)
 - ウ 軽油とBDFを混合してB5を製造すること。
 - エ 固定給油設備でガソリンを移動タンクに注入すること。(H2 危105)

なお、軽油は、以下の安全対策を講じた器具と方法により、4,000ℓ以下の移動貯蔵タンクへの注油は認められる。(R5危324改正)

 - (ア) 注油に使用する固定給油設備はセルフ用固定給油設備を使用しない。

- (イ) 注油に使用する固定給油設備の最大吐出数量が毎分60ℓ以下であること。なお、吐出数量が毎分60ℓを超える場合は、そのホースをタンク専用とし、車両等への給油を行わない。
- (ウ) 注油記録(注油日時、油種、数量)を1年間保管し、確認できるようにする。
- (エ) 移動タンクに注入するときは、注入管を用い、当該注入管をタンク底部に着けて注油を行う。
- (オ) 車両の全部を給油空地内に入れて指定数量未満の移動タンクに注入する。
- (カ) 危険物取扱者の免状を所有する従業員が注油の場を離れずに監視を継続して注油を行う。
- (キ) 給油取扱所として、固定給油設備より1日に指定数量以上の注油は行わない。
- (ク) 以上を予防規程に明記する。

2 形態別の規制区分

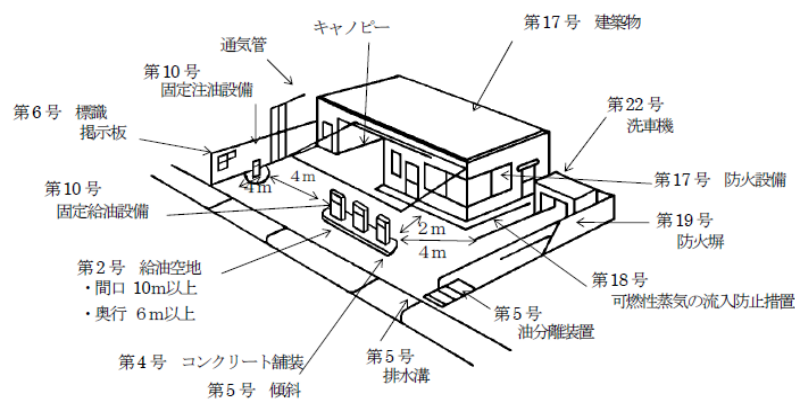
給油取扱所の規制に当たり、技術上の基準の適用は、施設形態に応じ、次のとおり区分される。

(1)施設形態別の適用

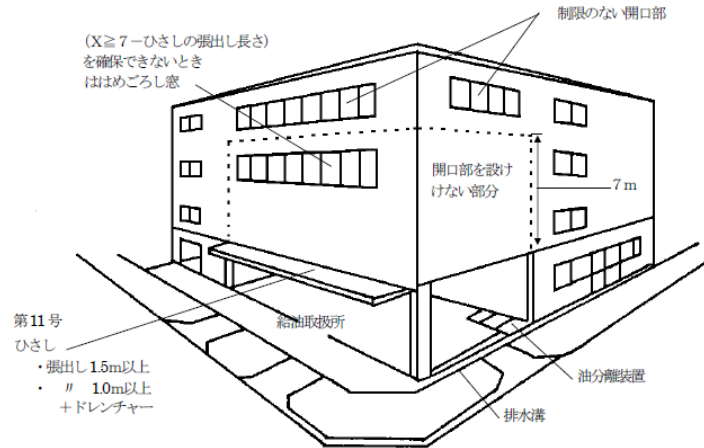
施設形態	危政令	危省令	
屋外給油	営業用	17①	25、25の2、25の2の2、25の3、25の3の2、25の4、25の4の2、25の5
	航空機	17①+③	26
	船舶	17①+③	26の2
	鉄道	17①+③	27
	圧縮天然ガス等	17①+③	27の2、27の3
	圧縮水素	17①+③	27の5
	自家用	17①+③	28、28の2の3
	メタノール等	17①+④	28の2、28の2の3
	セルフ給油	17①+⑤	28の2の4、28の2の5、28の2の7、28の2の8
屋内給油	営業用	17②(17①の規定の例によるものを含む。)	25の6、25の7、25の8、25の9、25の10
	航空機	17②+③	26
	船舶	17②+③	26の2
	鉄道	17②+③	27
	圧縮天然ガス等	17②+③	27の2、27の4、28の2の7
	自家用	17②+③	28、28の2の3
	メタノール等	17②+④	28の2の2、28の2の3、
	セルフ給油	17②+⑤	28の2の4、28の2の6、28の2の7、28の2の8

凡例→「17①」；第17条第1項
「17②」；第17条第2項
「③」；第3項
「④」；第4項
「⑤」；第5項
「セルフ給油」；顧客に自ら給油をさせる給油取扱所

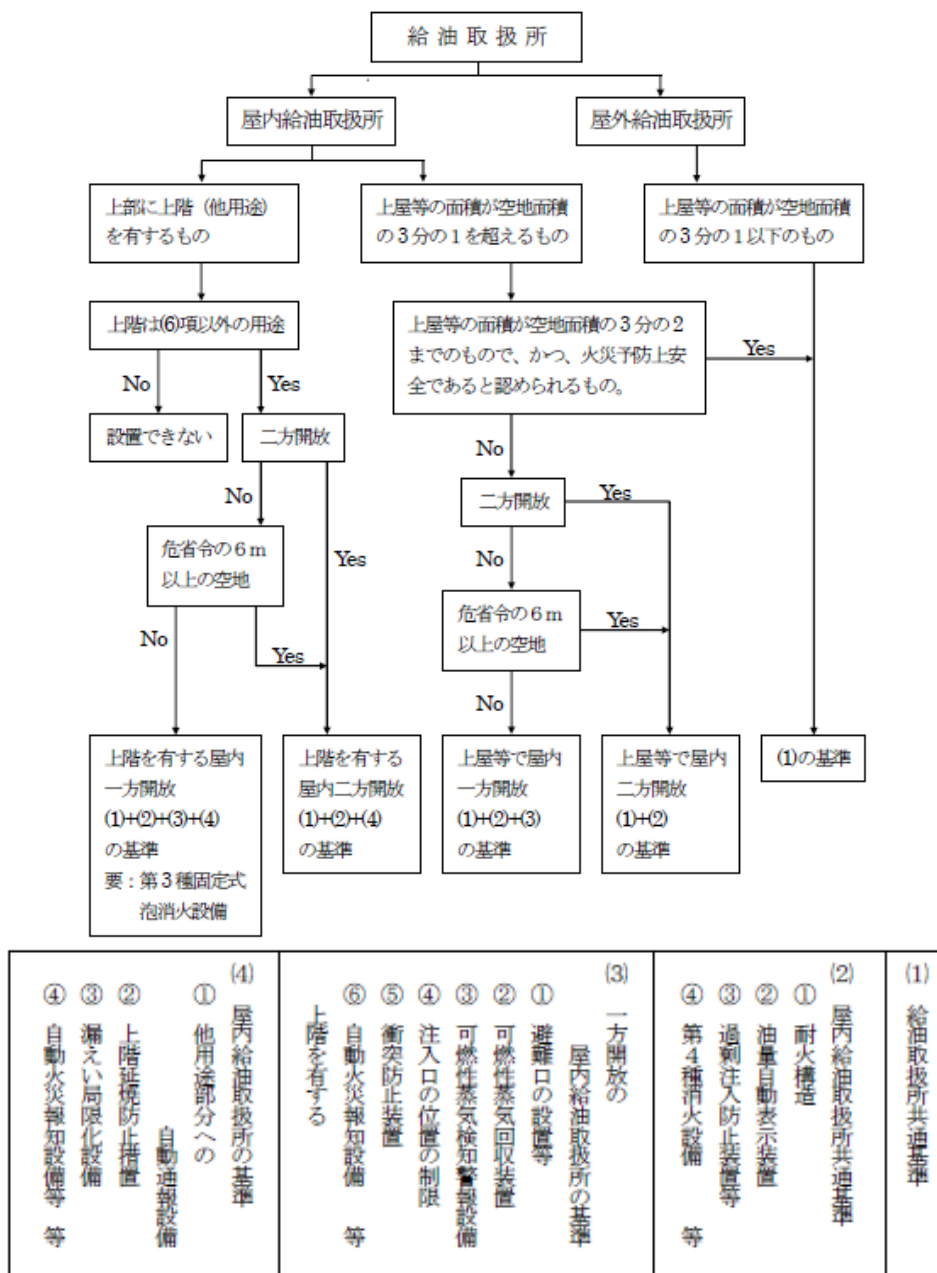
ア 屋外営業用給油取扱所の概要図(危政令第17条第1項)



イ 屋内給油取扱所の概要(危政令第17条第2項)



(2) 屋外給油取扱所と屋内給油取扱所の区分等フロー図



3 屋外又は屋内の判定

(1) 屋内給油取扱所

ア 給油又は注油のための作業場が、すべて建築物内に設置されるもの

イ 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から、建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積を減じた面積の3分の1を超えるもの(当該割合が3分の2以下のものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。)

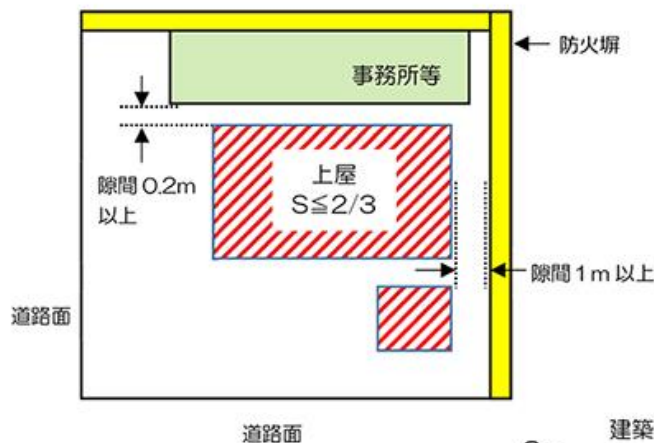
ウ 上記イにある「火災の予防上安全であると認められるもの」とは、危省令第25の6に規定された次の全ての事項を満たすものをいう。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。(R3危172)

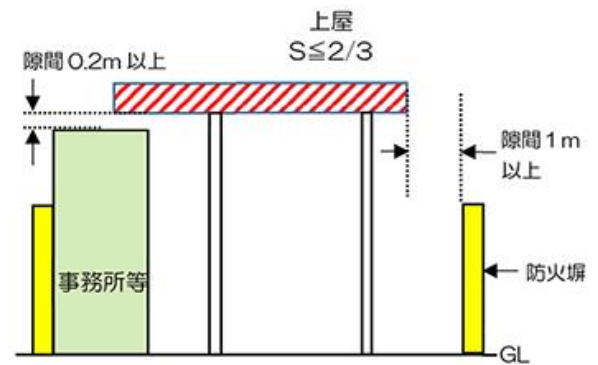
(ア) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャノピー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2 m以上の隙間があり、かつ、上屋(キャノピー)と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。

(イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

・認められる例1 (平面)



・認められる例2 (立面)



$$S = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

区画面積・・・建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積

(2) 屋外給油取扱所

前記(1)以外のすべてのもの

(3) 給油取扱所の敷地面積

ア 給油取扱所の用に供する部分の防火塀の外側線(建築物の外壁をもって防火塀に代える場合にあつては、当該外壁の外側線)と自動車等の出入りする側の道路境界線(歩道との境界線を含む。)に囲まれた部分の面積とすること。

イ 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の外側と自動車等の出入りする側の道路境界線(歩道との境界線を含む。)に囲まれた部分の面積とすること。

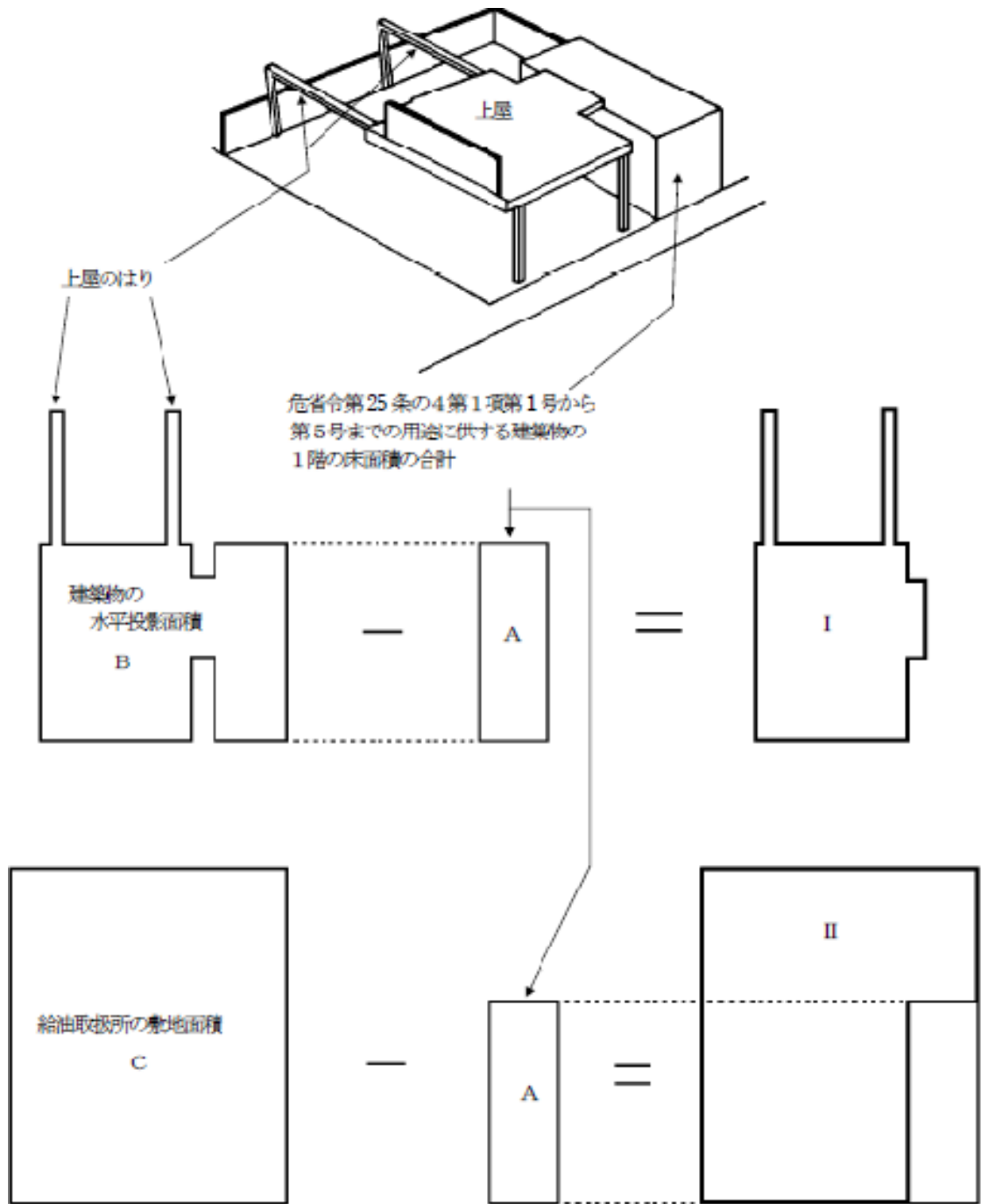
(4) 上屋等の算定

ア 上屋等の部分にルーバーを設ける場合は、ルーバーの部分も水平投影面積に含めること。(H1 危14)

イ 屋外階段、上屋のはり、屋根下のテラス、ひさし等は床面積としてではなく、水平投影面積に含めること。

ウ 危省令第25条の4第1項第1号から第5号までの床面積は、壁等で区画された部分とすること。(S62 危38)(H1 危44)

例図1



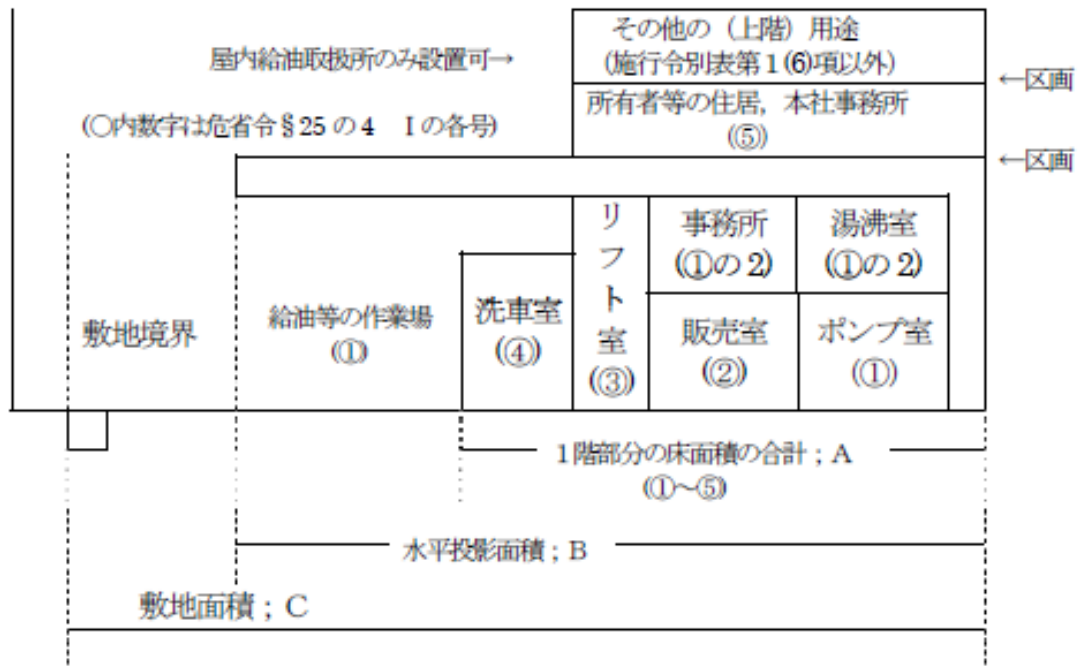
⇒ B ; 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積 から
 A ; 危省令第25条の4第1項第1号から第5号までの1階の床面積の合計
 ~ポンプ室, 事務所, 販売室, リフト室, 洗車室, 所有者等の住居, 本店事務所等
 を引くと → I ; 上屋 (キャノピー) 面積 (ひさしを含む。)

⇒ C ; 給油取扱所の敷地面積 から
 A を引くと → II ; 敷地内の空地面積

I / II ≤ 1/3 なら屋外給油取扱所なる。
 I / II > 1/3 なら屋内給油取扱所なる。

火災予防上安全認められる場合、I / II ≤ 2/3 なら屋外給油取扱所

例図 2

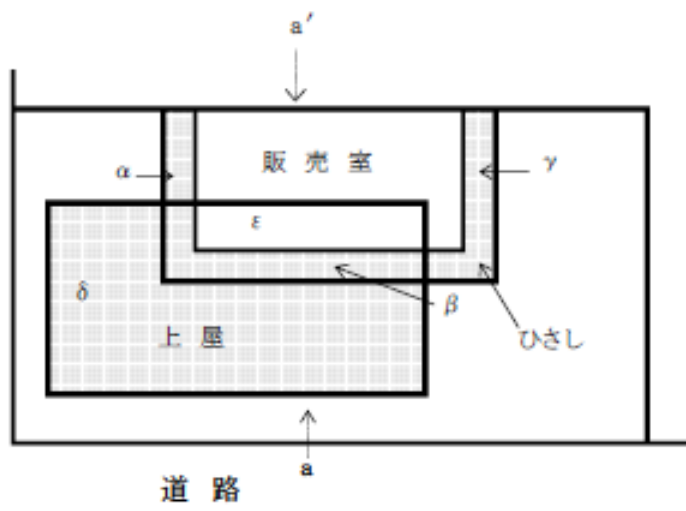


(①~③) の部分の床面積の合計 ≤ 300 m²

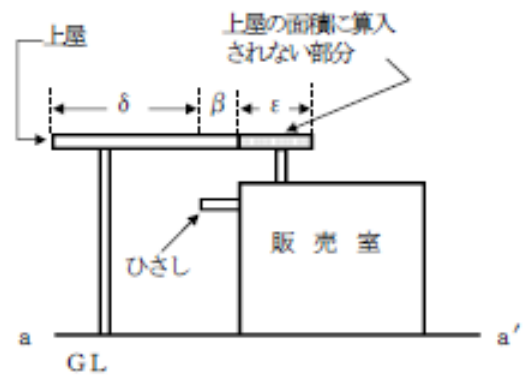
$$\frac{B-A}{C-A} \leq \frac{1}{3} ; \text{屋外給油取扱所となる。}$$

> $\frac{B-A}{C-A} > \frac{1}{3} ; \text{屋内給油取扱所となる。}$

なお、上屋（ひさしを含む。）が危省令第25条の4第1項第1号から第5号までの建築物の1階の部分と重なる部分は、定義から当然上屋の面積とはならない。



ア 平面図
 上屋部分は (β + δ + ε)
 ひさし部分は (α + β + γ)
 ※上屋面積は 部分 (α + β + γ + δ)



イ a-a' 部分立面図